

各種届出様式の変更と 電子申請・届出システムについて

1. 指定申請様式・加算様式等の変更

2. 電子申請・届出システムについて

1. 指定申請様式・加算様式等の変更

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等（以下「指定申請等」という。）は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとされました。

また、加算届の様式もあわせて変更となりました。

市ホームページに、様式及び必要な添付書類一覧表を掲載していますのでご確認ください。

▶地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援 各種申請・届出等

市ホームページ <https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/1/2134.html>

1. 指定申請様式・加算様式等の変更

居宅介護支援・介護予防支援

新規指定・指定更新申請書に係る提出書類一覧 (指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所)

A 及び B にあわせて、C の提出が必要です。

新規

- A 別紙様式第二号（一）指定申請書 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】
B 付表第二号（十一）または付表第二号（十二）厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】

更新

- A 別紙様式第二号（二）指定更新申請書 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】
B 付表第二号（十一）または付表第二号（十二）厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】

該当サービスの
付表を使用してください

C 添付書類

	添付書類	標準様式	新規指定	更新	備考
1	登記事項証明書又は条例等		☐ 添付	☐ 添付 ☐ 添付省略	
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	☐ 添付	☐ 添付 ☐ 添付省略	
3	管理者の経歴	標準様式 2	☐ 添付	☐ 添付 ☐ 添付省略	

新規指定申請/指定更新申請

A 申請書

B 付表

（いずれも厚生労働大臣が定める様式）

にあわせて、必要な C 添付書類を提出してください。

※書類は全て、押印不要であり
直接窓口へ持参いただく必要はありません。

1. 指定申請様式・加算様式等の変更

居宅介護支援・介護予防支援

変更届出書に係る提出書類一覧 (指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所)

A及びBにあわせて、変更事項に応じたCの提出が必要です。

A 別紙様式第二号（四）変更届出書 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】

B 付表第二号（十一）または付表第二号（十二） 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】

該当サービスの
付表を使用してください

C 添付書類

変更事項		添付書類
1	事業所（施設）の名称	☐ 運営規程
2	事業所（施設）の所在地	☐ 事業所の所在地が記載されている場合、運営規程 ☐ 事業所の平面図 【標準様式3】※任意様式可 ☐ 土地・建物の登記事項証明書 ※写しでも可 賃貸の場合は、賃貸借契約書等の写し ※所在地の市町村が変わる場合は、廃止届けの提出。
3	申請者の名称	☐ 登記事項証明書 ※写しでも可
4	主たる事務所の所在地	
5	法人等の種類	
6	代表者（開設者）の氏名、 生年月日、住所及び職名	☐ 登記事項証明書 ※写しでも可 ☐ 登記事項証明書で職名が確認できない場合、理事長及び評議員会等の議事

変更届

A 変更届出書

B 付表

（いずれも厚生労働大臣が定める様式）

にあわせて、必要な C 添付書類を提出してください。

※書類は全て、押印不要であり
直接窓口へ持参いただく必要はありません。

1. 指定申請様式・加算様式等の変更

地域密着型サービス

新規指定・指定更新申請書に係る提出書類一覧
(指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所)

A 及び B にあわせて、C の提出が必要です。

新規

A 別紙様式第二号（一）指定申請書 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】
B 付表第二号（三）または付表第二号（七）または付表第二号（十） 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】

更新

A 別紙様式第二号（二）指定更新申請書 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】
B 付表第二号（三）または付表第二号（七）または付表第二号（十） 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】

C 添付書類

	添付書類	標準様式	新規指定	更新	備考
1	登記事項証明書又は条例等		☐ 添付	☐ 添付 ☐ 添付省略	
	従業員の勤務体制及び勤務形		☐ 添付	☐ 添付	

該当サービスの
付表を使用してください

新規指定申請/指定更新申請

- A 申請書
- B 付表
(いずれも厚生労働大臣が定める様式)

にあわせて、必要な C 添付書類を提出してください。

※書類は全て、押印不要であり
直接窓口へ持参いただく必要はありません。

1. 指定申請様式・加算様式等の変更

地域密着型サービス

変更届出書に係る提出書類一覧

(指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所)

A及びBにあわせて、変更事項に応じたCの提出が必要です。

A 別紙様式第二号（四）変更届出書 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】

B 付表第二号（三）または付表第二号（七）または付表第二号（十） 厚生労働大臣が定める様式【地密・居宅・予防】

該当サービスの
付表を使用してください

C 添付書類

変更事項		添付書類
1	事業所（施設）の名称	☐ 運営規程
2	事業所（施設）の所在地	☐ 運営規程（事業所の所在地が記載されている場合） ☐ 事業所の平面図 【標準様式3】※任意様式可 ☐ 土地・建物の登記事項証明書（賃貸の場合は賃貸借契約書等の写し） ※所在地の市町村が変わる場合は、廃止届けの提出。
3	申請者の名称	☐ 登記事項証明書 ※写しでも可
4	主たる事務所の所在地	
5	法人等の種類	
6	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	☐ 登記事項証明書 ※写しでも可 ☐ 登記事項証明書で職名が確認できない場合、理事会及び評議員会等の議事録の写し

変更届

A 変更届出書

B 付表

（いずれも厚生労働大臣が定める様式）

にあわせて、必要な C 添付書類を提出してください。

※書類は全て、押印不要であり
直接窓口へ持参いただく必要はありません。

1. 指定申請様式・加算様式等の変更

●指定申請等の期限

新規指定申請	}	新しく事業を始める日または指定期間が経過する日の 30日前までに
指定更新申請		

変更届… 変更新年月日から10日以内

(例) 4月1日変更の場合

○…4月10日届、3月30日届

×…4月11日届

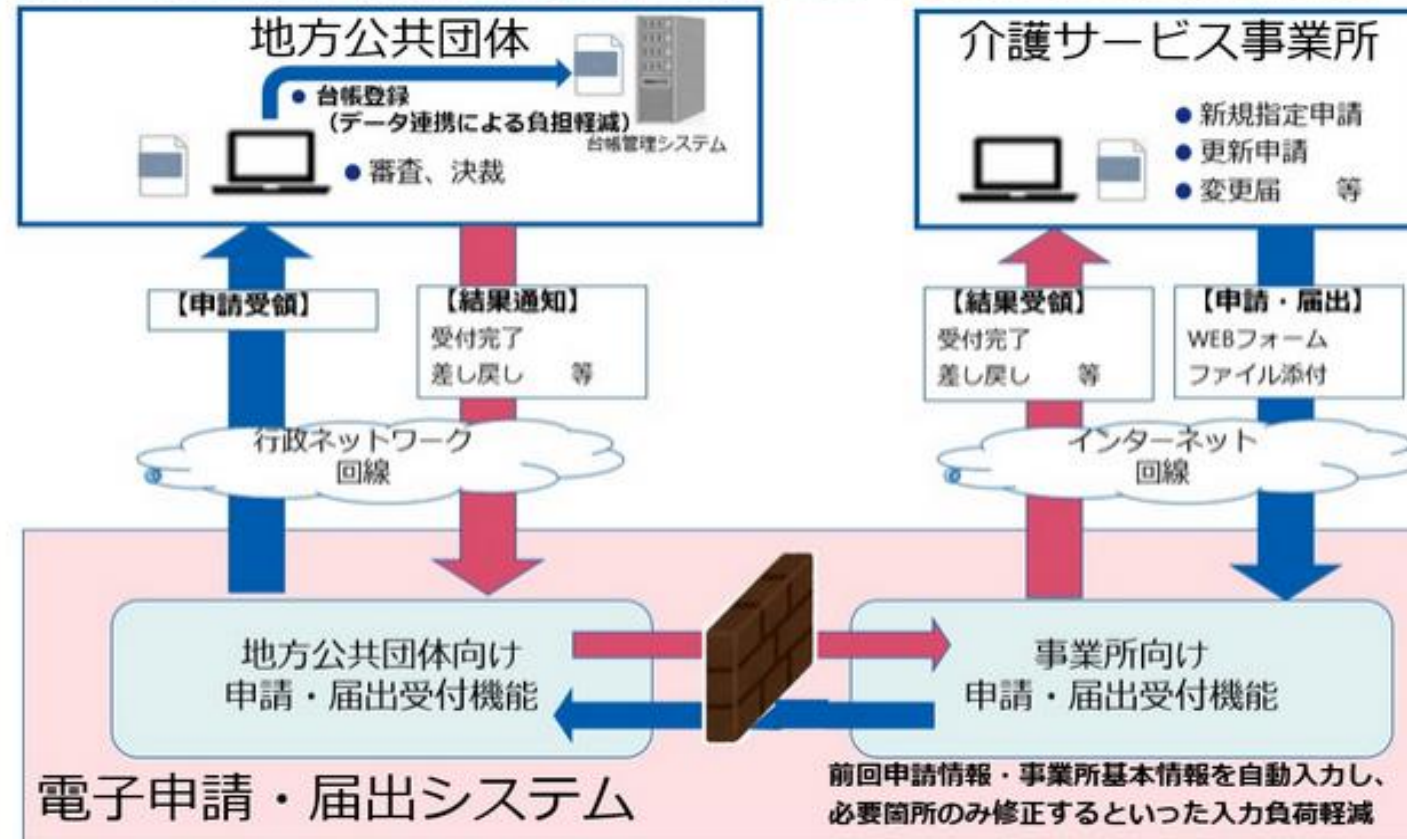
体制届… 加算の算定を開始する月の前月15日まで

※認知症対応型共同生活介護は加算の算定を開始する月の前月中

2. 電子申請・届出システムについて

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現します。

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化

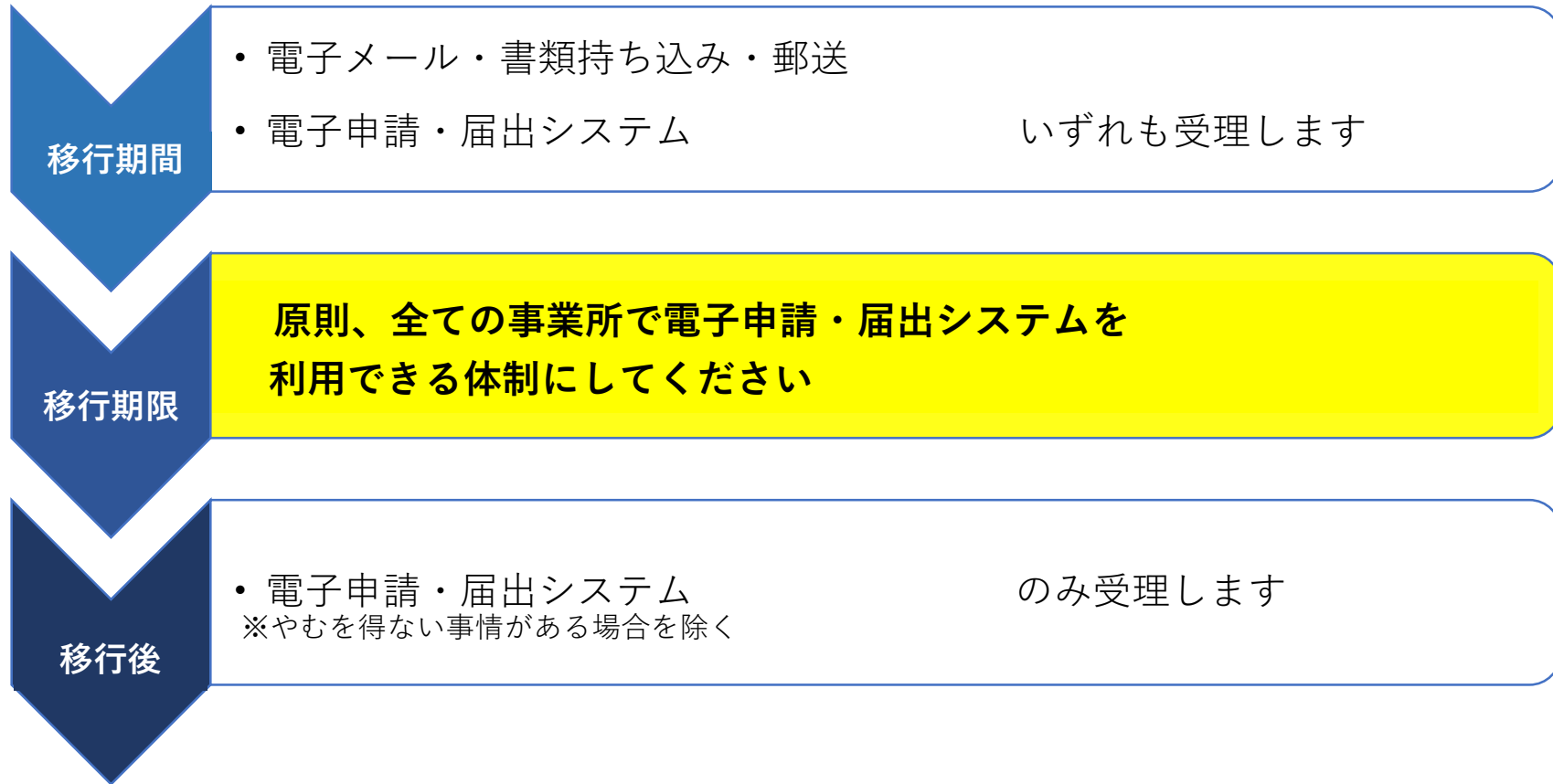


2. 電子申請・届出システムについて

美濃加茂市における

「新規指定申請、指定更新申請、変更届 及び 体制届 等」の方法

令和7年6月30日



2. 電子申請・届出システムについて

●電子申請・届出システムの詳細や使い方

「事業所向け（申請・届出サブシステム）」の【ヘルプ】から操作マニュアルや説明動画が見れますので確認してください。

→事業所向け（申請・届出サブシステム）のURL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請・届出システムの使用には、「**GビズIDアカウント**」の取得（2週間程度かかる）が必要です。